

熊本県漁港管理条例別表中「その他の工作物の設置」の単価は次のとおりとし、平成１２年４月１日から適用する。

漁 港 名	地 区 名	単 価	漁 港 名	地 区 名	単 価
赤 瀬		228	大多尾		176
郡 浦		103	宮 田		445
塩 屋		414	本 郷		300
合 串		310	下桶川		124
丸 島		538	牛 深	崎 町	4,407
鳩之釜		310		加世浦	559
樋 合		62		台 場	1,386
佐伊津		352		元下須	207
二 江	二 江	341		須 口	497
	通詞島	228		明 石	600
富 岡		372		後 浜	652
大 江		176		春 這	166